

令和5年4月27日	
資料提供	
担当課	環境生活部県民局食品・生活衛生課
担当者	奥山、大家
電話	073-441-2622

「和歌山県食の安全・安心確保のためのアクションプラン」の策定について

今般、「和歌山県食の安全・安心確保のための基本方針」の趣旨に基づく、標記アクションプランを別添のとおり策定しましたので、お知らせします。

和歌山県食の安全・安心確保のためのアクションプランとは

県が、消費者、生産者・事業者と連携して実施する、食の安全・安心を確保する取組を総合的かつ計画的に展開するための行動計画。第1次プラン（計画期間：平成17年度～平成19年度）から3年間毎に見直しを行っており、今回、第7次プラン（令和5年度～令和7年度）を策定。

アクションプランの構成

I 「安全」への取組（59取組）

食品の生産から製造・加工、流通・販売、消費に至る全ての過程において、リスク管理を向上させる取組

- 重点事項（1）生産から流通・販売までの全ての過程における衛生管理の普及推進
- 重点事項（2）監視・検査体制の強化
- 重点事項（3）健康危機管理の強化

II 「安心」への取組（40取組）

消費者、生産者・事業者及び県が互いに意思疎通を図り、食に関する正確な情報を共有し、共に協力して消費者の安心を確保するための取組

- 重点事項（1）食品表示の適正化
- 重点事項（2）人の健康に役立つ食品表示の推進
- 重点事項（3）コンプライアンスの向上
- 重点事項（4）生産から販売までの食品情報を公開するしくみ
（トレーサビリティシステム）の啓発
- 重点事項（5）食に関するリスクコミュニケーションの推進
- 重点事項（6）認証制度等の充実
- 重点事項（7）環境にやさしい食品づくり

【参考】「わかやま食の安全・安心プロジェクト」（県食品・生活衛生課ウェブサイト）
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/project/index.html>
 ※ 冊子（PDF）を掲載しています。

